

豊中市立（仮称）南校建設事業
要求水準書

令和3年 9月
豊中市

目次

1. 総則.....	3
(1) 要求水準書の位置づけ.....	3
(2) 事業の目的.....	3
(3) 本事業の基本理念.....	3
(4) 本事業の概要.....	3
(5) 事業の範囲.....	3
(6) 本事業の実施スケジュール.....	4
(7) 遵守すべき法規制等.....	4
2. 本施設の概要.....	7
(1) 敷地条件.....	7
(2) 本施設の規模.....	8
(3) 想定される課外活動等.....	9
3. 設計・建設業務の要求水準.....	10
(1) 施設・諸室等.....	10
(2) 設計・建設業務の基本的な考え方.....	11
(3) 建築計画における基本的要件.....	11
(4) 設備計画における基本的要件.....	13
(5) 設計及び建設業務の要求水準.....	17
(6) 保険.....	22
4. 工事監理業務の要求水準.....	23
(1) 工事監理業務の対象範囲.....	23
(2) 業務の内容.....	23
5. 既存施設（千成小学校及びせんなりこども園）の解体業務.....	25
(1) 既存施設の概要.....	25
(2) 解体に伴う事前調査業務及びその関連業務.....	26
(3) 解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務.....	26
(4) 解体工事業務・廃棄物処理等業務.....	26
(5) 解体工事に伴う近隣対応・対策業務.....	26

1. 総則

(1) 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、豊中市（以下、「本市」という。）が義務教育施設・（仮称）南校（以下、「本施設」という。）の設計・建設事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）に要求する施設等の水準を示すものである。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力、を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方を示すのみとし、目標を達成する方法・手段等については、事業者の発想に任せることとする。但し、内外装仕上材、家具、設備機器等は原則、（仮称）庄内さくら学園同等以上のものとする。

(2) 事業の目的

本事業は、本要求水準書に示す義務教育施設を整備するものであり、この設計、建設を業者に委ね、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図ることを目的とする。また、民間の活力やノウハウ、アイデアを導入することにより、さらなる公共サービスの向上や効率化を図り、安全で快適な新たな教育の場が創り出されることを期待するものである。

(3) 本事業の基本理念

本市では、社会の変革に対応できるとともに、ゆとりと潤いのある学校の整備をめざしている。施設・設備・環境等の側面から、本事業により整備される学校の基本理念は、以下のとおりである。ただし、LCC（Life Cycle Cost）に留意したものにする。

- (ア) めざす子ども像「つながる力」、「まなぶ力」、「つくる力」の実現に向けた学校づくり
 - (イ) Society5.0の実現に向けた技術革新の進展を踏まえた学校環境づくり
 - (ウ) 南部地域活性化構想を牽引する学校づくり
 - (エ) 児童・生徒の安全に配慮した学校づくり
 - (オ) 選ばれる学校づくり
- 上記の基本理念は、人・物・空間・自然が一体として機能する学校を志向するもの。

(4) 本事業の概要

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に準じ、本市が資金を調達し、既存施設（千成小学校及びせんなりこども園）の解体、（仮称）南校の設計・施工までの一連の業務を、本市と契約を締結した事業者が行う方式（DB: Design Build）により実施する。

(5) 事業の範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。なお、（ア）～（ウ）までの業務を総称して「本業務」という。

- (ア) 設計・建設業務
 - ①本施設の基本設計及び実施設計業務
 - ②事前調査等業務
 - ③設計業務に係る各種申請等の業務
 - ④各種説明会等の支援業務
 - ⑤本施設の建設業務
 - ⑥建設業務に係る各種申請等の業務
 - ⑦近隣対応・対策業務
 - ⑧所有権設定に係る業務
 - ⑨その他関連業務

(イ) 工事監理業務

- ①建設業務及び既存施設の解体業務に関する工事監理
- ②行政手続等関係機関の検査立会・手続等対応
- ③出来高検査等があった場合の出来高審査
- ④工事期間中の市民等への対応

(ウ) 既存施設（千成小学校及びせんなりこども園）の解体業務

- ①解体に伴う事前調査業務及びその関連業務
- ②解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- ③解体工事業務・廃棄物処理等業務
- ④解体工事に伴う近隣対応・対策業務

(6) 本事業の実施スケジュール

本事業の主なスケジュール案は以下のとおりとするが、提案内容に応じてスケジュールを含めた提案を行うこと。

令和4年 8月	本事業の契約締結
令和4年 8月	基本設計着手
令和6年 4月末	実施設計完成・計画通知審査完了
令和6年 7月以降	本施設の着工
令和8年 2月末	本施設の引渡し
令和8年 4月	供用開始

(7) 遵守すべき法規制等

本事業の遂行に際しては、建築設計、工事監理、建設、解体・撤去の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、本要求水準書に記載の有無に関わらず、本業務に関わる法規制についても遵守すること。また、適用法令及び適用基準は、本業務着手時の最新版を遵守するものとし、本業務の期間中に改訂された場合は、事業者は改訂内容についてできる限り対応することに努めることとし、その対応内容については、本市と協議を行うものとする。改定内容への対応に別途追加費用が発生する場合は、本市の負担とする。

(ア) 法令等

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・航空法（昭和27年法律第231号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第5号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 警備業法（昭和47年法律第117号）
- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 食育基本法（平成17年法律第63号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- 健康増進法（平成14年法律第103号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 学校保健法（昭和33年法律第56号）
- 学校図書館法（昭和28年法律第185号）
- 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- その他関係法令等

(イ) 条例等

- 豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）
- 大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）
- 豊中市環境基本条例（平成7年豊中市条例第29号）
- 豊中市都市景観条例（平成12年豊中市条例第31号）
- 豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）
- 豊中市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成16年豊中市条例第32号）
- 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号）
- 豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）
- 豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）
- 豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号）
- その他関係条例等

(ウ) 基準・指針等

- 小・中学校設置基準及び小・中学校施設整備指針
- 学校給食衛生管理基準
- 学校図書館施設基準

- 学校環境衛生基準
- ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- 豊中市グリーン購入推進ガイドブック
- その他開発建築に関する大阪府・豊中市関連要綱及び各種基準
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 公共建築設計業務委託共通仕様書
- 建築工事監理業務委託共通仕様書
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設計基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備設計計算書作成の手引
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 建築工事監理指針
- 建築改修工事監理指針
- 電気設備工事監理指針
- 機械設備工事監理指針
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- Eの数値を算出する方法並びにVO及び風力係数の数値を定める件（平成12年建設省告示第1454号）
- 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成12年建設省告示第1458号）
- 改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（一般財団法人日本建築防災協会）
- 建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築センター、独立行政法人建築研究所監修）
- 遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014（一般社団法人日本公園施設業協会）
- 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- 豊中市環境配慮指針
- 給水装置工事施行指針（豊中市上下水道局）
- 豊中市排水設備指針（豊中市上下水道局）
- 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- 豊中市学校給食における食物アレルギー対応の手引き
- 工事提出書類作成要領、受注者検査要領
- 電気技術指針
- その他の関連要綱・各種基準等

2. 本施設の概要

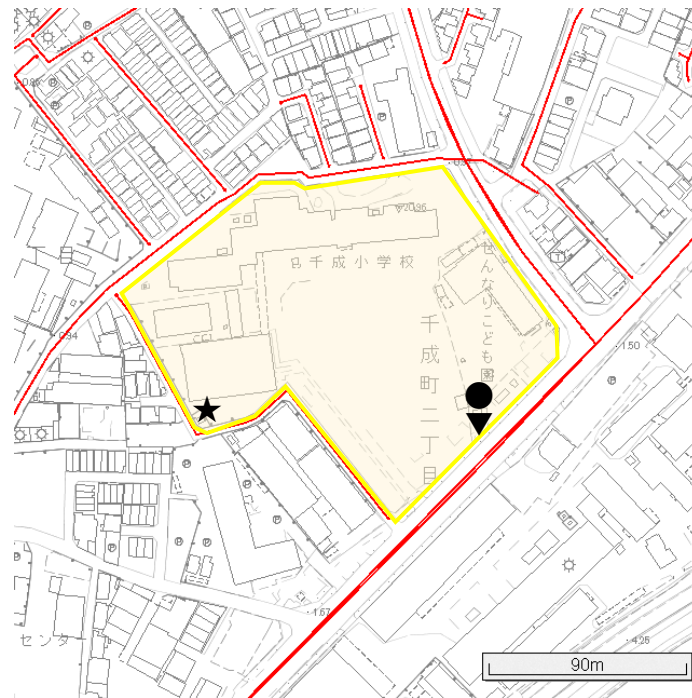
(1) 敷地条件

本事業の敷地条件は、図1、図2、表1のとおりである。なお、敷地に関する規制内容等については事業者が適宜確認等を行うこと。



「Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved」

図1 計画地広域図（現千成小学校及びせんなりこども園 敷地内）



★：大阪ガス整圧器、●：一般環境大気測定局、▼：石碑

図2 計画地位置図

表1 敷地概要

位置	千成小学校	大阪府豊中市千成町2丁目2-1
	せんなりこども園	大阪府豊中市千成町2丁目2-65
敷地面積	千成小学校	14,653㎡（うち、グラウンド7,720㎡）
	せんなりこども園	1,902㎡（うち、園庭906㎡）
用途地域	準工業地域	
容積率	200%	
建蔽率	60%	
地区計画等	庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画	
防火地域	指定なし（ただし、建築基準法第22条区域に指定）	
高さ制限	高度地区の指定なし	
日影規制	豊中市日影基準に該当しない	
接道条件	南側道路：神崎刀根山線	幅員5.0～41.02m
	北側道路：千成町第3号線	幅員0.91～9.0m
	西側道路：千成町第5号線	幅員3.64～4.0m
	東側道路：阪急西側南線	幅員4.0～32.41m
インフラ整備条件	①電気：供給事業者へ確認、調整を行うこと。 ②ガス：供給事業者へ確認、調整を行うこと。 ③上水道：詳細については、本市上下水道局へ確認、調整を行うこと。 ④下水道：詳細については、本市上下水道局へ確認、調整を行うこと。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の地中廃棄物については資料3を参照すること。 浸水想定区域（2.0m～5.0m未満の区域） 大阪ガス整圧器は、本工事期間中に別事業にて敷地外へ移設・撤去を行うため、必要に応じて大阪ガス株式会社と調整を行うこと。 一般環境大気測定局は、本工事期間中に別事業にて敷地外へ移設・撤去を行うため、必要に応じて本市環境部環境政策課と調整を行うこと。 石碑は既存位置のままとすること。 	

※当該敷地は埋蔵文化財包蔵地外

(2) 本施設の規模

小学校3校（千成小学校、庄内南小学校、庄内西小学校）と中学校1校（第七中学校）を統合し、表2の規模の義務教育学校として整備する。

表2 本施設の規模（予定）

延床面積	約19,200㎡（給食調理場1,200㎡を含む）
児童・生徒数	約1,600名
教職員数	約100名
学級数	45学級（1学年5学級を想定）
支援学級	17学級

(3) 想定される課外活動等

本施設の供用開始後に想定される部活動及びクラブ活動は表3のとおりである。

表3 本施設において想定される部活動及びクラブ活動

	種目	活動場所
1	バスケットボール	屋内運動場
2	バレー	屋内運動場
3	卓球	屋内運動場
4	バドミントン	屋内運動場
5	陸上	屋外運動場
6	野球	屋外運動場
7	サッカー	屋外運動場
8	硬式テニス	テニスコート
9	水泳	プール
10	吹奏楽	音楽室
11	家庭科	被服室・調理室
12	美術	美術室
13	パソコン	PC室

3. 設計・建設業務の要求水準

この章では、本施設の設計業務及び建設業務に係る要求水準を示す。

(1) 施設・諸室等

本施設の構成と諸室等は以下のとおりとする。諸室等の要求水準については「資料1 必要諸室リスト」に示すとおりとし、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

表4 本施設の諸室等

区分		諸室等
教室ゾーン	教室	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室、少人数教室 特別支援教室 (知的、病弱、肢体、弱視、情緒、難聴等) 通級指導教室
	特別教室	<ul style="list-style-type: none"> 外国語教室、外国語準備室 理科室、理科準備室 音楽室、音楽準備室、楽器庫 美術室、美術準備室 図工室、図工準備室 被服室、被服準備室 技術(木工・金工)室、技術準備室 調理室、調理準備室
地域連携ゾーン	全学年共用諸室	<ul style="list-style-type: none"> ランチルーム 学校図書館、PC室(メディアセンター) 多目的室 児童・生徒会室 放課後こどもクラブ室 PTA、地域連携会議室
管理ゾーン	教職員専用諸室	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、事務室 校長室 ティーチャーズステーション 用務員室 印刷室 教具室、倉庫 会議室 職員更衣休憩室
	共用諸室	<ul style="list-style-type: none"> 放送室 相談室 進路相談スペース スクールカウンセラー室 保健室
その他施設等	体育施設等	<ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場 教官室、器具庫 体育倉庫 児童・生徒更衣室 プール、プール用器具庫 プール用更衣室 プール用機械室 屋外運動場

	給食施設	<ul style="list-style-type: none"> ・給食調理室 ・配膳室
	その他（適宜）	<ul style="list-style-type: none"> ・動物飼育小屋 ・昇降口、廊下、階段等 ・トイレ ・防災倉庫 ・駐輪場、駐車スペース（緊急車両用） ・ゴミ置き場 ・機械室等（提案する設備方式による）

（2）設計・建設業務の基本的な考え方

本施設の設計・建設業務については、次の点に配慮して計画すること。

- （ア）本事業の基本理念を実現し、将来の児童・生徒数の増減や4・3・2年制等の多様な学習内容・学習形態等の変化に対応できる施設とすること。
- （イ）小・中学校の差異を意識せずに生活できる教室配置やチャイムなど施設面の工夫を行うこと。
- （ウ）施設の計画に際して、学年毎による安全確保に留意した上で、仕様は可能な限り共通化すること。
- （エ）地震、強風・豪雨、浸水や火災時の避難安全対策、BCP対策を講じること。なお、災害発生時は本施設に指定緊急避難場所・指定避難所を開設することを想定している。
- （オ）児童・生徒の登下校や車両動線（給食調理室への搬出入等含む）を考慮し、歩車分離を明確にした安全性の高い施設配置とすること。
- （カ）屋外運動場、外構や避難動線等を十分に確保し、敷地全体のバランスを考慮した効率的な施設配置とすること。
- （キ）セキュリティ対策を考慮に入れ、死角の少ない施設配置、設備の検討を行うこと。
- （ク）臭気、騒音、日影、電波障害等、近隣への影響を最小限とした施設とし、地域を象徴するデザイン等、景観性を重視すること。
- （ケ）環境への負荷が小さく経済性に配慮した設備等の導入を検討するとともに、敷地内には十分な緑化を図ること。
- （コ）維持管理しやすくLCCの縮減を意図した計画とし、施設の長寿命化を図ること。
- （サ）採光の工夫や自然換気の採用、木材等自然材料の活用等により、明るく開放感があり親しみのあるデザインとすること。

（3）建築計画における基本的要件

（ア）環境保全・環境負荷低減

- ①本施設の省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づくPAL*（外皮基準の指標）により算出される年間熱負荷の基準（BPI：Building Palstar Index）を1.0以下とすること。
- ②「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく「建築物環境配慮制度」におけるCASBEE大阪はAランク以上を目標とすること。学校施設における総合的な環境性能評価手法に基づくCASBEE学校（新築）も同等をめざした計画とすること。
- ③自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）や雨水の再利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用、廃棄物発生抑制等に配慮した提案とすること。

（イ）ゾーニング計画

- ①計画敷地内への歩行者動線は東側道路、給食関係車両動線は南側道路を基本とし、歩車分離を図った安全性の高い計画とすること。
- ②本施設の諸室等については、規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができるとともに、緊急時の避難がスムーズに行える適正な動線・配置計画とすること。

- ③3. (1)に示す区分に分けて計画し、利便性の高い諸室等の配置とすること。
- ④教室ゾーンは、時限間における移動動線等に配慮した計画とすること。なお、低学年と高学年の授業時間数の違いを考慮すること。
- ⑤避難計画として二方向避難を行えるよう計画すること。
- ⑥地域連携ゾーンは、地域住民、児童・生徒、教職員等がコミュニケーションを図れる配置とすること。
- ⑦地域連携ゾーンと屋内運動場は、社会教育活動の場として、休校している時でも利用可能な配置とすること。
- ⑧教室ゾーンと地域連携ゾーンの開放時間の違い等に配慮し、専用出入口やシャッター、ドア等の整備により、ゾーンを区画して運用できるように計画すること。なお、普通教室の一部を地域連携ゾーンに含めて計画すること。
- ⑨管理ゾーンは、良好な執務条件の確保や作業効率の向上をめざし、コンパクトな動線計画とするとともに、来客対応等の行いやすさ、侵入者に対するセキュリティ対応等に配慮した計画とすること。

(ウ) 平面計画・断面計画

- ①施設の諸室等は無駄のない配置とし、コンパクトな平面計画とすること。
- ②児童・生徒、教職員、地域住民が不自由なく安全・快適に本施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ③近隣への日照等に配慮した計画とすること。

(エ) 構造計画

- ①本施設の構造は、安全性・耐久性・経済性に配慮した計画とすること。
- ②建築物の基礎については、計画敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全性かつ経済性に配慮した計画とすること。
- ③本施設の構造計画については、以下の官庁施設の耐震安全性の目標に基づいて計画すること。

表5 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類 ※木造とする場合も同等の分類とする	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」参考資料より

(オ) 意匠計画

- ①「豊中市都市景観形成マスタープラン」の「景観計画」に示される景観形成基準に基づき、周辺景観と調和した外観及び色彩で計画すること。
- ②地域及び敷地周辺との調和を図り、地域の中心的な存在として親しまれる景観を創るとともに、住宅地に近接することを考慮して視覚的な圧迫感を和らげる工夫を凝らすこと。
- ③日常清掃、保守点検作業等の維持管理が安全・効率的に行えるよう配慮すること。
- ④使用材料は「学校環境衛生基準」に基づき、健康等に十分配慮したものとするとともに、建設時における環境汚染防止も考慮すること。
- ⑤仕上材の選定にあたっては「建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。なお、基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。
- ⑥内部の仕上については、潤いと安らぎのある空間として、木材等の材料を多く採用するよう配慮すること。
- ⑦可動間仕切壁については、収納が容易(収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫)で、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、防音性にすぐれたものとする。
- ⑧外部の仕上については、漏水を防ぐため、屋根及び地下の外壁面について十分な防水対策を講じること。特に、空調ダクト、配管等の周囲とのジョイント部分、階間のシール部分等は、漏水が防止できる措置が講じられていること。
- ⑨児童・生徒等の安全性確保のため、手すりや滑り止め等を適切に設置するとともに、ガラス等は衝突安全対策等を行うこと。
- ⑩3階以下の窓のある諸室には、網戸を設置すること。

(カ) 外構計画

- ①「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」等に基づき、必要な緑化面積を確保するとともに、雨水浸透に配慮すること。
- ②敷地の外周部に四季を感じることでできる多種多様な樹木を植栽し、緑豊かな環境整備を行うこと。ただし、植栽の維持管理に配慮すること。また、生活科及び理科で必要となる植物(桑、柑橘系植物、葉脈観察がしやすい植物)を植栽し、児童・生徒が観察しやすい配置を計画すること。
- ③敷地の出入り口には電気錠設備付きの門扉を設置し、門柱には学校名を明記して案内板も設けること。
- ④敷地周辺には、防犯性・安全性に配慮したフェンスを設置し、防犯上適切な照明設備を設置すること。
- ⑤校内通路や駐輪場等は、車両通行等による沈下・不陸及び段差等を生じない計画とすること。
- ⑥必要に応じてカーブミラー等を設け、接続道路や歩道を通行する車両や歩行者の安全を確保すること。
- ⑦敷地内には、学校職員及び来客用駐輪場として屋根・転倒防止装置付きの駐輪場を120台分整備すること。
- ⑧敷地内に緊急車両用の駐車スペースを設けること。

(4) 設備計画における基本的要件

設備計画においては、「建築設備計画基準・同要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」、学校保健法に基づく「学校環境衛生基準」に準拠すること。なお、更新性、メンテナンス性を考慮すること。

(ア) 電気設備

- ①電灯設備
 - a) 照明器具、コンセント等については、運営に必要な配置に配慮し、十分な数を確保すること。
 - b) エコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。ただし、やむを得ない場合はこの

限りではない。

- c) 照明設備は学校環境衛生基準における推奨基準を満足する配置を計画すること。
- d) 照明器具は、各室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。また器具の種別を必要最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。
- e) 照明器具は、グレアを与えない器具とすること。
- f) 蒸気や湿気が発生する場所に設置する照明器具は、その対策を施してある器具とすること。
- g) 高所にある器具に関しては、交換等の維持メンテナンスが容易にできること。
- h) 外部の照明設備はソーラー街路灯とすること（自動あるいは時間点灯・消灯機能付き）。
- i) 諸室内の照明スイッチは、各室と職員室に設置し、消し忘れ防止のため職員室にて集中管理ができるようにすること。
- j) トイレに設置する照明を含む設備類は、人感センサーを利用すること。
- k) トイレの個室すべてに将来的に瞬間式温水洗浄便座をつけることを想定してコンセント設備を設置すること。

②構内情報通信設備

- a) 高速無線LANサービス（別契約）を利用することができるよう配管配線及び情報コンセントを設置すること。
- b) 無線LANの規格は最新のものとする（現時点ではIEEE802.11ax（Wi-Fi 6））。なお、旧規格の端末と接続ができるよう後方互換及びデュアルバンドに対応すること。
- c) 導入する無線LAN装置には、個人情報情報漏洩防止等に配慮して決定すること。
- d) 電波が届かないエリアやアクセスポイント同士の電波の干渉がないよう配慮し、良好なネットワーク環境を構築すること。
- e) 各室毎に学校教育の場として利用が想定される最大人数が同時に接続可能な環境を整備すること。
- f) 配線仕様は最新のものとする（現時点ではカテゴリ6A）。LAN技術の革新に対応して配線敷設替えの容易な構造とすること。
- g) インターネット回線の引込方法等については、発注者の指示によること。
- h) 使用するハブ、ルーターは、PoE給電に対応したものとすること。

③誘導支援設備

- a) 施設出入口等にカメラ付きのインターホン等を設置すること。
- b) バリアフリートイレに非常用発報装置を設置し、作動させた場合、廊下に設けた表示灯の点灯と同時に職員室にて警報発報する仕組みを設けることで、迅速に対応できる計画とすること。

④電話・校内放送等設備

- a) 電話、校内放送及びテレビ放送（ハイビジョン・地上波デジタル・4K・8K対応）受信設備（CATV）を設置すること。なお、BS・CSの配線も将来に備え行うこと。また、学年毎に校内放送を別系統とすること。なお、校内放送設備は放送室に設置し、職員室からもリモートマイクロホンなどで音声による放送ができるようにすること。
- b) 校内各部屋よりの職員応答等、施設における電話設備（内線・外線）等を設置すること。
- c) 夜間・休日の自動応答装置を設置すること。

⑤警備設備

- a) 警備システムについては、機械警備を基本とし、校舎と屋内運動場、また、校舎内においてもゾーニングを考慮して計画し、配管及び呼び線を整備すること。なお、機械警備の契約は別途とする。
- b) 監視カメラについては、エントランス、昇降口などの出入口や、校舎裏などの死角に

設置し、監視モニターによる職員室での一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備すること。なお、録画機能については不要とする。

- c) 外部との出入り箇所については電気錠設備を設置すること。
- d) 既存敷地内にはとよなか同報通信システム(サイレンとスピーカー)が設置されているため、移設等も含め適切な工事を行うこと。ただし、事前に本市担当課へ確認、調整を行うこと。

⑥受変電設備・発電設備

- a) 自然エネルギーを活用した発電設備を導入すること。なお、太陽光発電は必須とし、発電設備全体の発電量は10kW以上とする。また、児童・生徒の環境教育に寄与できるような提案をすること。
- b) メーターは、学校生活に支障のない場所に設置すること。
- c) 変圧器容量は電気設備の規模に応じて想定するものとし、将来用にキュービクル基礎に増設スペースを設け、幹線追加ができるよう整備すること。
- d) 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- e) 電源設備は通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- f) 幹線設備は、点検・修繕等の容易さに配慮すること。

⑦動力設備

- a) 運転操作は手元盤で行えるように計画し、安全を確保すること。
- b) 各機器の近くで電源を入り切りできる等、メンテナンス時の安全性に配慮すること。

⑧時計

- a) 全教室及び管理諸室、廊下に電気時計を設置し、授業等時間情報を一元管理できること。
- b) 親時計は総合盤内に設置し、放送チャイムと連動とすること。
- c) 時刻補正は自動で行うことができること。
- d) 屋外に設ける時計は、太陽光発電も可能なものとする。

(イ) 機械設備

①換気・空調設備

- a) 換気・空調設備が必要な諸室は「資料1 必要諸室リスト」に示す。
- b) 空調は教室ゾーン、地域連携ゾーン、管理ゾーンに分け、適切に計画すること。なお、職員室にて集中管理できるよう計画すること。
- c) シックスクール対策、感染症対策として、空調を設置する室には全熱交換器や換気扇を設ける等、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。
- d) 普通教室及び屋内運動場、吹き抜け等の大空間については、自然換気の積極的な活用を図ること。
- e) 空調方式及び空調機の形式は、空調負荷、イニシャルコスト及びランニングコスト等を比較検討し、適正な室内環境を維持できるものとする。

②給排水設備

- a) 本市上水道水による給水設備とし、衛生的かつ合理的で経済性に優れ、メンテナンス性に配慮した計画とすること。
- b) 給水負荷の変動を考慮した計画とすること。
- c) 受水槽は原則として設置しない給水方式とし、本市上下水道局と協議すること。
- d) 給湯設備が必要な諸室は「資料1 必要諸室リスト」に示す。
- e) 雨水利用設備を設け、敷地内の植栽への自動灌水等への活用を検討すること。
- f) 雨水流出抑制施設については、本市上下水道局と協議の上、決定すること。

③衛生設備

- a) 衛生器具類は、高齢者及び障害者にも使いやすいものを採用すること。なお、低学年の児童に対して十分配慮し、児童の成長過程にあわせた器具を採用すること。
- b) 衛生器具は維持管理しやすく清掃性に優れたものとする。
- c) 大便器はすべて洋式便器とし、節水や省エネルギー、省資源に配慮した器具を採用すること。
- d) 各トイレに1以上の温熱便座を設けること。
- e) 教職員用のトイレはすべて瞬間式温水洗浄便座とし、個室には擬音装置を設けること。
- f) バリアフリースイッチ以外の大便器はフタを設けること。
- g) 大便器、小便器の洗浄スイッチは非接触のセンサー式とする。
- h) 手洗い器の種類は、LCCや感染症への対策、書道用具・絵画用具の洗浄など学年ごとの性質などを勘案し、計画すること。

④ガス設備

- a) ガス設備を設ける室には、ガス漏れ警報装置を設置すること。

⑤昇降機設備

- a) 13人乗り以上のエレベーターを設置すること。
- b) エレベーターのかご内には緊急連絡用のインターホンを設置し、迅速に対応できるようにすること。連絡先は職員室及び保守事業者とすること。
- c) ストレッチャーに対応できるものとする。
- d) 内部が視認できる仕組みを持っていること。
- e) 給食配膳用には小荷物専用昇降機を設置すること。

(ウ) その他の特殊設備等

①プール

- a) 「学校環境衛生基準」に定められた水質基準を満足するよう計画すること。
- b) 25m×(5+4)コースの広さを確保すること。
- c) 5コースと4コースでは深さを変え、児童・生徒の身長差に配慮すること。
- d) 「水泳プール浄化装置の基準書(日本浄化機械工業会)」を参照し、プールの水の浄化は、原則として循環ろ過による方式とすること。
- e) プールのろ過方式は経済性、メンテナンス性などを比較検討すること。

②給食調理室及び厨房設備

- a) HACCPに沿った衛生管理の実施を義務付ける。また、「学校給食衛生管理の基準」によるドライシステムとして衛生的かつ安全な計画とすること。
- b) 調理室内は、適切な温湿度管理がなされ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分して床の色分けを行い、作業動線が明確となるようにすること。
- c) 最大約1,700食/日の給食調理に対応可能な室・設備とすること。
- d) 食物アレルギー対応食(卵の除去食)を1日17食程度調理可能な施設・設備を備えること。
- e) 学校給食調理従事者専用のトイレ、休憩室及び更衣室は、隔壁により食品を取り扱う場所及び洗浄室と区分すること。またトイレは食品を取り扱う場所及び洗浄室から3m以上離れた場所に設けられていること。
- f) 厨房設備の外装は、耐久性、耐食性に優れた材質とすること。
- g) 本事業で調達する厨房設備は、「資料2 厨房設備リスト」を標準案とし、事業者の創意工夫による提案を期待する。
- h) 更新、メンテナンスのしやすい計画とするとともに、臭気・騒音・振動等の発生抑制を図ること。
- i) 厨房設備は厨房内環境の衛生性、安全性、労働環境の向上を考慮した輻射の少ない機種や省エネタイプの機種を検討すること。
- j) ノロウイルス等の感染症又はその疑いが発生した場合の消毒等も想定し、必要な設備

- を整備すること。
k) 防鼠・防虫に配慮した計画とすること。

(5) 設計及び建設業務の要求水準

(ア) 事業者による管理の考え方

- ①本要求水準及び事業者の提案項目を満たすため、下記の対応により設計及び建設の各業務を実施し管理を行う。
 - a) 設計図及び計算書類等の要求水準及び提案項目との整合性の確認
 - b) 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
 - c) 各部位の施工終了時における計画に基づいた施工の確認
- ②事業者は①の確認結果を本市に報告して承諾を得ること。
- ③官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドラインに準じた設計及び施工を行うこと。

(イ) 基本設計及び実施設計業務の内容

- ①事業者は、本要求水準書及び添付資料、事業契約書に基づき本施設の基本設計及び実施設計業務を行う。
- ②事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行う。本市との打ち合わせ内容については、その都度、書面に記録し、相互に確認するものとする。
- ③事業者は、業務の進捗状況に応じて表6、表7のとおり業務書類及び設計図書等を本市に提出し、承諾を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は本市に帰属する。
- ④事業者は作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(ウ) 事前調査等業務

- ①事業者は、必要に応じて調査・測量等を行い、関係法令に基づいて業務を遂行すること。
- ②電波障害等の諸影響を調査し、対応策を実施すること。
- ③土壤汚染調査を実施し、調査結果に応じた対策を講じること。
- ④近隣との調整及び建設準備調査等を十分に行い、本事業の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ⑤事業者は、学校敷地、こども園用地等について、必要な事前調査を実施の上、分合筆登記を行うこと。なお、本市は既に境界確定測量を実施している。

(エ) 設計業務に係る各種申請等の業務

- ①本施設の設計業務に必要な官庁許認可手続き一式を事業スケジュールに支障がないように実施する。
- ②各種申請の際は、事前に本市に説明の上、確認を受けるものとする。また、許認可等の取得時には、本市にその旨の報告を行うこと。
- ③申請等に係る負担金・手数料等の費用については、事業者の負担とする。

(オ) 本施設の建設業務

- ①工事着手前に本施設の品質管理方針を含む施工品質管理方針書を作成し、本市に提出すること。
- ②施工品質管理方針書の作成にあたっては、事業者及び関係者相互に一貫性のあるものとし、関係者各々の役割を明確にする。当該方針書の構成は以下を想定している。
 - a) 業務実施体制及び緊急連絡先系統図
 - b) 品質管理方針
 - c) 全体施工計画
 - d) 工程表
- ③引渡し時期に遅れないよう、着工前の手続きから施設の引渡しまで、具体的かつ妥当なスケジュールを作成するとともに、合理的に可能な範囲で工期短縮に努めること。

- ④本事業により発生した廃材のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再資源化を図ること。また、廃棄物抑制、CO2発生抑制等、地球環境保全に配慮した施工計画とすること。
- ⑤関連法令等を遵守し、設計図書及び施工品質管理方針書等に従って本施設の建設工事を行うこと。
- ⑥設計図書に基づき「資料2 厨房設備リスト」に示す各種機器の製作及び設置を工事に含めて行うこと。
- ⑦工事現場に施工記録を常に整備することとし、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に毎月報告する他、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ⑧本市は、事業者の行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも本施設の施工状況の確認ができるものとし、事業者はこれに協力すること。
- ⑨本施設の建設に係る施工方法や使用材料・機器等については、書面で本市に承諾を得ること。また、各種試験報告書は試験完了後速やかに本市に報告すること。
- ⑩隣接する物件や、道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合は速やかに本市に報告するとともに、事業者の負担において補修及び補償を行うこと。
- ⑪工事現場内の事故災害の発生に十分注意するとともに、周辺地域への災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- ⑫建設工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理し、処分すること。
- ⑬本施設の建設に係る土留め措置は、オープンカットを行わないこと。
- ⑭着工時、施工期間中の提出書類及び建設業務完了時の提出書類等は表8、表9による。
- ⑮情報共有システムを活用した工事関係図書の効率化、電子納品等の適用を行う対象工事とする。適用に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムとし、本市施設課と協議の上決定し使用すること。

(カ) 建設業務に係る各種申請等の業務

- ①本施設の建設業務に必要な官庁許認可手続き一式を事業スケジュールに支障がないように実施する。
- ②各種申請の際は、事前に本市に説明の上、確認を受けるものとする。また、許認可等の取得時には、本市にその旨の報告を行うこと。
- ③申請等に係る負担金・手数料等の費用については、事業者の負担とする。

(キ) 近隣対応・対策業務

- ①本施設の建設が近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討・調査し、影響を最小限に抑える工夫を行うこと。
- ②着工に先立ち、建設工事に関して近隣住民等への説明会等を実施し、工事内容について理解を得るよう努めること。
- ③工事車両の通行については、事前に道路管理者等と協議し、交通誘導員の配置や車両の洗浄等、十分に配慮すること。
- ④建設工事に関する近隣住民等からの通報などについては、本市に報告の上、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理を行うこと。

(ク) 所有権設定に係る業務

事業者は、3.(5)(コ)に示す完成確認通知を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を本市に移転する手続きを行うこと。

(ケ) その他関連業務

- ①本施設の完成後、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン等の化学物質について室内濃度測定をし、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、測定結果報告書を本市に提出すること。測定方法は厚生

労働省の標準的測定方法（アクティブ法）とし、測定箇所は全ての居室ごとに1箇所測定すること。具体的な測定箇所については本市との協議による。

②事業者は、機器、器具、什器・備品等の取扱に関する本市への説明を別途実施すること。

(コ) 検査

事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に本市に連絡し、承認を得ること。

①中間検査

a) 業務期間中、設計完了及び建物引渡範囲ごとに中間検査を実施することとする。

②完了検査

a) 事業者は、業務完了時には速やかに本市に通知し、自らの責任及び費用において、建築基準法等の法令に基づく関係機関の完了検査及び設備等の試運転を実施すること。

b) 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面で通知すること。

c) 本市は、事業者が実施する建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査及び設備等の試運転に立ち会うことができることとする。

d) 事業者は、本市に対して建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査及び設備等の試運転の結果について、検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

③完成確認・引渡し

a) 市は、事業者による完了検査及び設備等の試運転の終了後、本施設の完成検査を行う。なお、検査を受けるにあたっては、あらかじめ成果品及び本市が指示するその他検査に必要な資料を準備し、本市の承諾を得るものとする。

b) 本市は通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に事業者の立会いの下、業務の完了を確認する検査を実施し、当該検査の結果を事業者に通知する。

c) 事業者は、本市の完成確認に合格しないときは、直ちに修補等を行い、改めて本市の完成確認を受けなければならない。

d) 本市は、完成確認合格後、本施設の建設の完成確認通知を事業者に交付する。その後直ちに本施設の引渡しを受けるものとする。

e) 支払いについては、設計時の前払い、設計完成時の出来高払い、工事着手時の前払い、工事期間中の出来高払及び工事完成時の完成払を想定している。

表6 業務開始時提出書類（契約後速やかに）

品目	部数	備考
業務責任者通知	2	管理技術者届兼経歴書、 現場代理人届兼経歴書、 監理技術者届兼経歴書含
業務着手届	2	
組織図	2	A3判
再委任通知書 再委任事務所担当表	2	設計業務を再委任する場合
契約工程表（設計、工事含）	2	バーチャート A3判
業務工程表（設計、工事含）	2	ネットワーク A3判

表7 実施設計図書

品目	部数	備考
要求水準との整合性の確認結果報告書	2	
提案項目との整合性の確認結果報告書	2	
設計概要説明書	2	A4判
設計図（建築、電気設備、機械設備）	2	A1判（二ツ折製本）
	4	A3判（二ツ折製本）
	1	原図
設計資料	2	設計・積算根拠
構造比較検討書	2	基本構造、基礎、杭等
構造計算書	2	A4判
積算数量調書	2	A4判
空調方式比較検討書	2	A3判またはA4判
水理計算書	2	A4判
設備設計計算書	2	A4判
工事費内訳書	2	A4判
計画通知等、関係規定申請図書一式	3	A4判
備品リスト	2	A4判
完成予想3DCG 動画	1	CD-R 又は DVD-R 外観、内観計3分以上
完成予想パース図 （外観、内観各1カット以上）	2	A3判
長期修繕計画書	2	A4判
保守点検項目整理表	2	A4判
維持管理費概算	2	A4判
調査業務実施計画書	2	各調査業務
調査業務報告書	2	各調査業務
打合せ記録簿	2	A4判
設計図等電子データ	1	CD-R 又は DVD-R
提案内容により必要となる資料	2	適宜
建築物除却届等	1	A4判（左綴じ製本）
その他 必要とされる資料	指示	指示

表8 施工期間中の提出書類等

品目	部数	備考
工事実績情報登録の写し	1	変更がある場合
工程表（週間工程、月間工程）	1	工事着工前
施工図・納入仕様書	1	
材料・機器承諾願	1	
各種試験報告書（鉄筋、コンクリート等）	1	試験完了後至急
各種施工報告書（杭打等）	1	施工完了後至急
月報	1	毎月初め、出来高率含
日報	1	
各工程検査立会記録	1	
工事写真	1	1か月毎。
出来高調書・図面	2	数量根拠含。
設計変更資料	2	数量・単価根拠・図面含
打合せ記録簿	1	
各種官公署届出書（写し）	1	
その他 必要とされる資料	指示	

表9 工事完成時の提出物

品目	部数	備考
要求水準との整合性の確認結果報告書	2	
提案項目との整合性の確認結果報告書	2	
完成届	2	
完成写真（竣工写真は指示による）	2	アルバム
工事写真 （1か月毎に提出したものを整理）	2	着工前写真～完成写真まで 綴じ込み・写真データ共
完成図	2 4 1	A1判（二ツ折製本） A3判（二ツ折製本） 原図（CADデータ）
施工図（主要機器等完成図含む）	2	製本
増減内訳書	2	図面・数量等根拠含む
各種試験成績報告書	1	報告書（原本）＋写真綴じ
資材納入伝票、出荷証明書、 品質証明書・納品書	1	
建設業退職金共済制度に係る 共済証紙受払簿	1	
建設リサイクル法に基づく 再資源化等報告書	2	
設備関係各種検査合格証明等	1	
調理設備リスト	2	
備品リスト	2	
関係機関関係書類・一覧表	2	
建築基準法等の法令に基づく検査済証	1	
計画通知、関係規定等行政届出書類の 写し	2	検査済証、合格済証含 一覧表含
消防設備一覧表	1	
産業廃棄物処理関係書類	1	マニフェストの写し等
引渡書（一覧表含）	2	建物・鍵・提出物書類
鍵	2	番号一覧表付キーボックス
保証書（機器、防水、植栽等）	2	
施設管理マニュアル （機器等取扱説明書含）	2	メーカーリスト、協力（下 請）業者一覧表
再生資源利用実施書・ 再生資源利用促進実施書	1	
完成図等電子データ	1	CD-R 又は DVD-R
工事実績情報登録の写し （コリンズ・竣工）	1	
予備品リスト	2	
提出物書類の電子データ	1	CD-R 又は DVD-R
その他 必要とされる資料	指示	

(6) 保険

事業者は、自らの負担により、建設期間中、次の保険に加入するものとする。

(ア) 建設工事保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償する保険。

①対 象：本事業に関するすべての建設資産（ただし解体工事は除く）

②補償額：本施設の再調達金額

③その他：被保険者を建設企業（下請企業含む）及び本市とする。

(イ) 第三者賠償責任保険

工事中に、第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対して補償する保険。

①対 象：本施設の建設期間中の法律上の賠償責任

②補償額：対人 1億円以上／人 5億円以上／事故
対物 1億円以上／事故

③その他：被保険者を建設企業（下請企業含む）及び本市とし、交差責任担保特約を設ける。

(ウ) その他の保険

事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入するものとする。

4. 工事監理業務の要求水準

この章では、本施設の工事監理業務に係る要求水準を示す。

(1) 工事監理業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案、業務契約書等に基づき、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に本市に対して工事及び工事監理の状況を報告することとする。

(2) 業務の内容

(ア) 建設業務及び既存施設の解体業務に関する工事監理

- ①設計段階から、施工・整備、施設の引渡し、既存施設の解体・撤去までの期間において、本市及び設計者、工事施工者との調整を適宜行い、引渡し予定日に確実に引渡しができるよう、工程管理を行うこと。
- ②建物の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じること。
- ③工事監理者は、事業者を通じて、工事監理の状況を毎月本市に書面等にて報告するとともに、本市が要請した場合は、随時報告を行うこと。
- ④工事監理者は、設計調整、設計変更に対する本市、設計者及び工事施工者との調整を行うこと。
- ⑤業務着手時、業務期間中、業務完了時の提出書類は表10、表11、表12による。

表 10 業務着手時の提出書類

品目	部数	備考
業務責任者通知	2	管理技術者届兼経歴書、 現場代理人届兼経歴書
業務計画書	2	
組織図	2	A3判
再委任通知書 再委任事務所担当表	2	

表 11 業務期間中の提出書類

品目	部数	備考
工事監理業務報告書	2	1か月毎
変更設計図、変更工事費内訳書	2	
指示・承諾・協議・提出・報告書	2	
その他 必要とされる資料	指示	

表 12 業務完了時の提出書類

品目	部数	備考
要求水準との整合性の確認結果報告書	2	
提案項目との整合性の確認結果報告書	2	
設計変更図（完成図）	指示	製本2部 又は 3部
設計変更図等電子データ（CAD等含む）	1	CD-R 又は DVD-R
設計・施工数量確認書	2	
その他 必要とされる資料	指示	

(イ) 行政手続き等関係機関の検査立会・手続き等対応

- ①官公庁の検査立会や協議等に関し、必要に応じて本市や工事施工者に協力すること。また、本市から協力・助言を求められた場合は、速やかに対応すること。
- ②工事監査や会計検査等があった場合は、必要な手続き等に協力すること。

(ウ) 出来高検査等があった場合の出来高審査

工事施工者から提出される工事期間中の出来高払いの請求について、事業契約書や本要求水準書に適合しているかどうかを技術的に審査し、本市に報告すること。

(エ) 工事期間中の市民等への対応

工事監理者は、整備予定地の近隣住民等への対応に関し、必要に応じて本市や工事施工者に協力すること。また、本市から協力・助言を求められた場合は、速やかに対応すること。

5. 既存施設（千成小学校及びせんなりこども園）の解体業務

この章では、既存施設の解体業務に係る要求水準を示す。

（1）既存施設の概要

計画敷地の既存施設及び構造物（擁壁を含む）の概要は表13のとおりであり、原則としてすべて解体・撤去すること。ただし、既存樹木（記念樹等10本程度）の移設等は提案に委ねる。

表 13 既存施設一覧

対象施設	施設構成	施設構造	延床面積	建築年
千成小学校	校舎	RC造 地上4階建	5,578㎡	昭和41年7月 ～ 昭和46年8月
	屋内運動場	RC造 地上1階建	812㎡	昭和43年2月
	プール附属室	RC造 地上1階建	69㎡	昭和43年6月
	プール	RC造 25m×7コース	—	—
	倉庫	S造 地上1階建	19㎡	平成6年8月
せんなりこども園	園舎	RC造 地上2階建	1,095㎡	昭和46年3月
	プール	RC造 約12m×5m	—	—
その他	擁壁	RC造 高さ約0.5m～3m	延長 約580m	—
	付帯施設	倉庫等	—	—

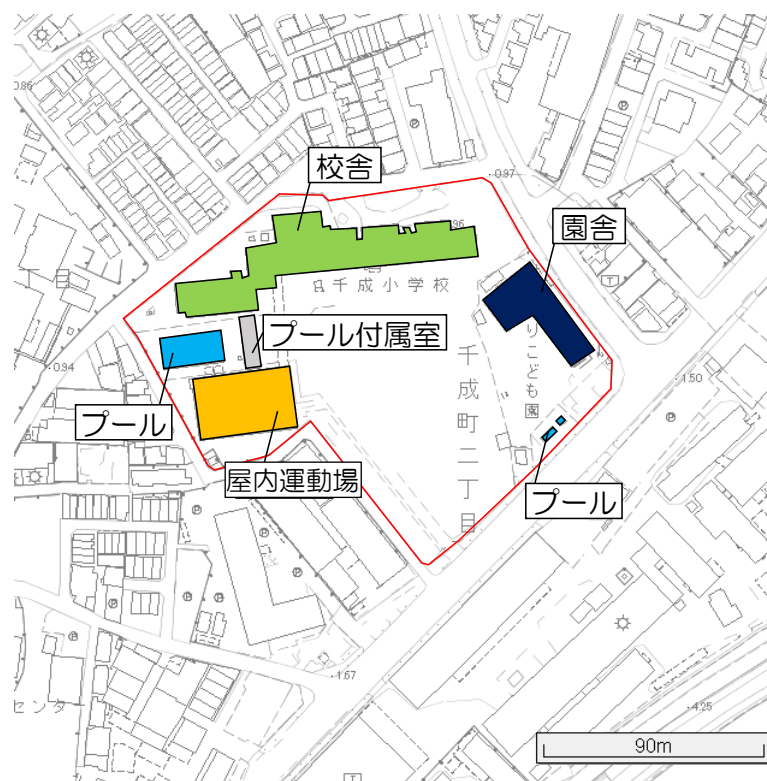


図 3 既存施設の配置図

(2) 解体に伴う事前調査業務及びその関連業務

- (ア) 本市が本年4月に実施した、「(仮称)南校建設工事に伴う地中埋設物及び外壁調査」(資料3)の他に事前調査が必要であれば、本市の許可を得た上で適宜実施すること。
- (イ) 調査結果は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)等の関係法令に基づき、必要に応じて本市への報告を行うこと。

(3) 解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

- (ア) 5. (2)の結果等に基づき、既存施設の適切な解体設計を行うこと。
- (イ) 既存施設の解体に関する設計(実施設計)、解体工事を行うにあたって不足する図面については、現地の実測などにより、事業者において作成すること。
- (ウ) 事業者の負担において解体工事に関わる各種許認可手続き等を行うこと。
- (エ) 解体工事の手順等については事業者の提案によるものとし、着手前に解体工事及び廃棄物の処理等のスケジュールについて本市の確認を受けること。

(4) 解体工事業務・廃棄物処理等業務

- (ア) 解体設計業務等の内容に基づき解体工事を行うこと。
- (イ) 当該業務によって生じる可能性のある騒音・振動や臭気・粉塵、排水処理等について、周辺地域に及ぼす影響等の十分な検討を行い、対策を行うこと。
- (ウ) アスベスト含有建材(モルタルを含む)や地中埋設物の適切な解体・撤去、処分を行うこと。また、それに伴う工事費用を抑えるための検討を行うこと。
- (エ) 工事車両等による周辺交通への影響についても検討を行い、対策を実施すること。
- (オ) 既に調査済みのアスベスト含有建材や地中埋設物以外に、当初想定されない施設・設備等が発見された場合は速やかに本市に報告し、対応方法・費用について協議を行うこと。
- (カ) 各種申請等に係る手数料等の費用については、事業者の負担とする。
- (キ) 解体工事業務によって発生した廃棄物は、適用法令に基づき適正な処理を行うこと。
- (ク) 「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、廃棄物の再資源化に取り組むこと。

(5) 解体工事に伴う近隣対応・対策業務

- (ア) 近隣との調整及び工事状況説明を必要に応じて行い、解体工事等業務に伴う近隣住民等への影響を最小限とすること。
- (イ) 事業者は近隣に対し、工事中の安全対策について万全を期すとともに、騒音・臭気・粉塵・交通渋滞等の影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。